

# 群馬県水産試験場研究活動の不正行為への対応に関するガイドライン

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、群馬県水産試験場（以下「場」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 研究活動上の不正行為

イ 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

ロ イ以外の研究活動上の不適切な行為 科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

二 研究員等 場が実施する研究に従事する者又は携わる者

(研究員等の責務)

第3条 研究員等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究員等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目を受講しなければならない。

3 研究員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を原則10年間、試料や標本などの有体物を原則5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## 第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 場の全体を統括し、研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的に責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、水産試験場長とする。
- 3 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合は、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 研究倫理の向上、不正行為の防止等に関し、場を統括する権限と責任を有する統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、次長（総務係長）とする。
- 3 統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究員等に対する研究倫理教育に関し、場を統括する実質的な責任者として研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、主席研究員（本場）とする。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究員等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

### 第3章 告発等の受付

(告発等の受付窓口)

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、場総務係に告発等を受け付ける窓口を置くものとする（以下「告発等窓口」という。）。ただし、告発等窓口が不正に関与している可能性のある場合は、最高管理責任者が窓口となることができる。

- 2 場は、告発等窓口の名称、連絡先、受付の方法等を定め、場内外に周知しなければならない。

(告発等の受付体制)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発等窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 3 告発等窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 告発等窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 告発等窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者

に受け付けた旨を通知するものとする。

- 6 告発等窓口の責任者は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）を匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

#### （告発の相談）

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発等窓口にご相談することができる。

- 2 告発等窓口の責任者は、告発の意思を明示しない相談があった場合に必要と認めるときには当該相談者に対して告発等の意思を確認するものとする。
- 3 告発等窓口の責任者は、相談の内容が研究活動上の不正行為が行われようとしている、研究活動上の不正行為を求められている等の場合は、最高管理責任者に報告するものとする。また、報告内容に関係する者が場以外の機関に属するときは、最高管理責任者は関係する者の所属する機関に事案を報告することができる。
- 4 前項に規定する場合の報告があったとき、最高管理責任者は、その内容を確認し相当の理由があると認めたときには、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。なお、場以外の機関に所属する者に対しては、最高管理責任者が警告を行うとともに、関係する者の属する機関に対し警告の内容等について通知する。

#### （告発等窓口の職員の義務）

第10条 告発等窓口の職員は、告発の受付に当たり告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発等窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合には個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合にはその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

## 第4章 関係者の取扱い

### （秘密保持義務）

第11条 このガイドラインに定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、調査中にかかわ

らず告発者及び被告発者の了解を得て、調査事案について公に説明することができ  
る。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者  
の了解は不要とする。

- 4 最高管理責任者、その他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者、関係者等に  
連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者、関係者等の人権、名  
誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

#### (告発者の保護)

第 12 条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や  
差別待遇が起きることがないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 場に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利  
益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、地方  
公務員法、群馬県の条例、規則等に基づき、適正に対応するものとする。
- 4 最高管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため、被告発者が行う研究を妨害する  
ためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・  
組織等に不利益を与えることを目的とする意志。本ガイドラインにおいて以下同  
じ。）に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告  
発者に対して配置換え、その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (被告発者の保護)

第 13 条 場に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをも  
って、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに被告発者に対して不利益な取扱いを行った者  
がいた場合は、地方公務員法、群馬県の条例、規則等に基づき、適正に対応するもの  
とする。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当  
該被告発者の研究活動の全面的な禁止、配置換えその他当該被告発者に不利益な措置  
等を行ってはならない。

#### (悪意に基づく告発)

第 14 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。

## 第 5 章 事案の調査

### (予備調査の実施)

第 15 条 最高管理責任者は、第 8 条に基づく告発があった場合又は場がその他の理由によ  
り予備調査の必要を認めた場合には、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 3 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、最高管理責任者が委員を指名する。
- 4 予備調査委員会は、予備調査の対象者に対して予備調査を行う旨を通知し、予備調査への協力を求める。
- 5 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

#### (予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

#### (本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関、関係省庁又は告発者の求めがあった場合に開示できるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関、関係省庁及び群馬県関係部署に、本調査を行う旨を報告するものとする。

#### (調査委員会の設置)

第18条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、場に属さない外部有識者でなければならない。  
また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会の委員は、原則次の各号に掲げる者とする。
  - 一 最高管理責任者が指名した者 2名以内
  - 二 研究分野の知見を有する者 2名以内
  - 三 法律の知識を有する外部有識者 1名
- 4 調査委員会委員長は、委員の互選により決定する。

(本調査の通知)

第19条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 前項の異議申立てがあった場合、最高管理責任者は当該異議申立ての内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。
- 4 最高管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を、告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査や関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 場以外の機関において調査が必要な場合、最高管理責任者は当該機関に協力を要請する。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断によ

り、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 22 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が場でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 23 条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分若しくは措置をした資金配分機関、関係省庁又は群馬県関係部署の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関、関係省庁又は群馬県関係部署に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 24 条 調査委員会は、本調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

## 第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第 26 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、速やかに最高管理責任者に報告する。

一 不正行為が行われたか否か

二 不正行為が行われたと認定したときは、その内容、悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文

等と当該研究における役割、その他必要な事項

- 三 不正行為が行われていないと認定したときは、当該不正行為に係る告発等が悪意に基づくものか否か
- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、第1項第3号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

#### (認定の方法)

第27条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明、その他証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

#### (調査結果の通知及び報告)

第28条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が場以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関、関係省庁及び群馬県関係部署に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が場以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

#### (不服申立て)

第29条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けた日から起算して15日以内に、最高管理責任者に対して書面で不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。



- 3 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関、関係省庁及び群馬県関係部署に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前項に定める新たな調査委員は、第 18 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名するとともに、第 19 条各号に準じた手続を行う。
- 6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 7 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関、関係省庁及び群馬県関係部署に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

#### (再調査)

- 第 30 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
  - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
  - 4 最高管理責任者は、本条第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定さ

れた者に通知するものとする。被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が場以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関、関係省庁及び群馬県関係部署に報告する。

#### (調査結果の公表)

第 31 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、場が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第 7 章 措置及び処分

### (本調査中における一時的措置)

第 32 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

### (研究費の使用中止)

第 33 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及

び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第 34 条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 15 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第 35 条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第 36 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された者及びそのことに関与した者並びに悪意に基づく告発等を行った者の処分等は、地方公務員法、群馬県の条例、規則等によるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分等が課されたときは、該当する資金配分機関、関係省庁及び群馬県関係部署に対して、その処分の内容等を通知する。

（是正措置等）

第 37 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関、関係省庁及び群馬県関係部署に対して報告するものとする。

## 第 8 章 雑則

（事務）

第 38 条 このガイドラインに関する事務は、関係部署の協力を得て総務係において処理する。

(補則)

第 39 条 このガイドラインに定めるもののほか、場における研究の不正行為の取扱いに関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附則

このガイドラインは、平成 21 年 2 月 19 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

このガイドラインは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和 4 年 8 月 22 日から施行する。